

# 排水設備工事に係る取扱要綱

内容現在 平成 24 年 4 月 1 日

## 加除（さしかえ）表

追録第 9 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	1 から 2 まで	1	1 から 2-1 まで	2	加除整理一覧の次
第 1 部	1 1 から 1 2 まで	1	1 1 から 1 2 まで	1	P 1 0 の次
	1 3 から 1 6 まで	2	1 3 から 1 6 まで	2	7. 別表の次
第 2 部	4 0 から 4 1 まで	1	4 0 から 4 1 まで	1	P 3 9 の次
第 3 部	6 2 から 6 7 まで	3	6 2 から 6 7 まで	3	P 6 3 の次
	7 0 から 7 1 まで	1	7 0 から 7 1 まで	1	5 中見出しの次
	7 2 から 7 2-1 まで	1	7 2 から 7 2-1 まで	1	6 中見出しの次
	7 3	1	7 3	1	7 中見出しの次
	7 4	1	7 4	1	8 中見出しの次
	7 5 から 7 7 まで	2	7 5 から 7 7 まで	2	9 中見出しの次
	7 8	1	7 8	1	1 0 中見出しの次
	7 9-1 から 7 9-2 まで	1	7 9-1 から 7 9-2 まで	1	1 3 中身出しの次
第 4 部	7 9-8 から 7 9-1 4 まで	4	7 9-8 から 7 9-1 4 まで	4	7 9 - 7 の次
	7 9-1 9 から 7 9-3 4 まで	8	7 9-1 9 から 7 9-3 4 まで	8	7 9 - 1 8 の次
第 5 部	8 0 から 8 8 まで	5	8 0 から 8 8 まで	5	第 5 部表紙の次
	9 1 から 9 8 まで	4	9 1 から 1 0 0 まで	5	P 9 0 の次へ

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。



# 総目次

## 第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱	12
7. 別表	13

## 第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 枳	40
5. トラップ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 枳設置工	48
11. トラップ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

## 第3部 排水設備工事手続等の取扱

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64

3. 排水設備工事の完成書類の手續	66
4. 完成検査	68
5. 分流改造工事の取扱	70
6. 公共枿設置の取扱	72
7. 温泉排水設備工事の取扱	73
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	74
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	75
10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	78
11. 融雪下水の取扱	78-1
12. 靴洗い場排水の取扱	79
13. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	79-1

#### 第4部 その他

目次	79-3
1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱	79-4
2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務の取扱	79-15
3. 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理	79-21

#### 第5部 申請書等の様式と記入例

目次	80
別紙 1 排水設備計画確認申請書	81
別紙 2 排水設備工事材料表（自己資金工事）	82
別紙 3 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	83
別紙 4 排水設備工事図面	84
別紙 5 排水設備計画確認通知書	85
別紙 6 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	86
別紙 7 排水設備工事完成届書	87
別紙 8 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	88
別紙 9 排水設備工事検査表	89
別紙 10-1 工事写真（1）	90
別紙 10-2 工事写真（2）	91
別紙 11 委任状	92
別紙 12 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	93
別紙 13 貸付資金検査回付一覧表（給排水検査担当控）（調定担当控）	94
別紙 14 排水設備検査済書	95
別紙 15 取り止め届	96
別紙 16 公共枿設置申請書	97

別紙 17	行為の許可（許可事項の変更許可）申請書 .....	98
別紙 18	公共下水道私費設置工事（変更）承認申請書 .....	99
別紙 19	閲覧申込書 .....	100



すため、障害を防止し下水道施設を正常に維持することを目的に水質の規制を行う。

- ② 水質規制を受ける工場、事業場で排水の水質が基準を超える場合は、基準以内までに処理する必要があるため、除害施設（污水处理施設）を設置する。

## （２）事前調査

工場、事業場等からの排水の水質は、いかなる時でも排水基準に適合していなければならない。

また、除害施設の設置後、適合していなければ排水の停止等を命じることもある。

除害施設の計画にあたっては、次の項目について十分調査し適切なものを設置すること。

- ① 事業場等の規模および操業形態
- ② 排水の発生量および水質
- ③ 操業工程における排水量の削減および水質の改善
- ④ 除害施設で処理した水の再利用および有用物質の回収

## （３）水質および届出等

- ① 下水排除基準（別表１）
- ② 法令に定める届出書（別表２）
- ③ 使用開始等の届出を要する下水の水質（別表３）
- ④ 事業場の業種と廃棄物の種類（別表４）
- ⑤ 水質汚濁防止法特定施設（別表５ No 1～No 7）
- ⑥ ダイオキシン類対策法特定施設（別表６）

## ５．下水道の維持管理

### （１）公共下水道

公道または公道に準ずる私道に、市が設置した管渠、柵、ポンプ施設等の維持管理は、管理者が行う。

### （２）排水設備

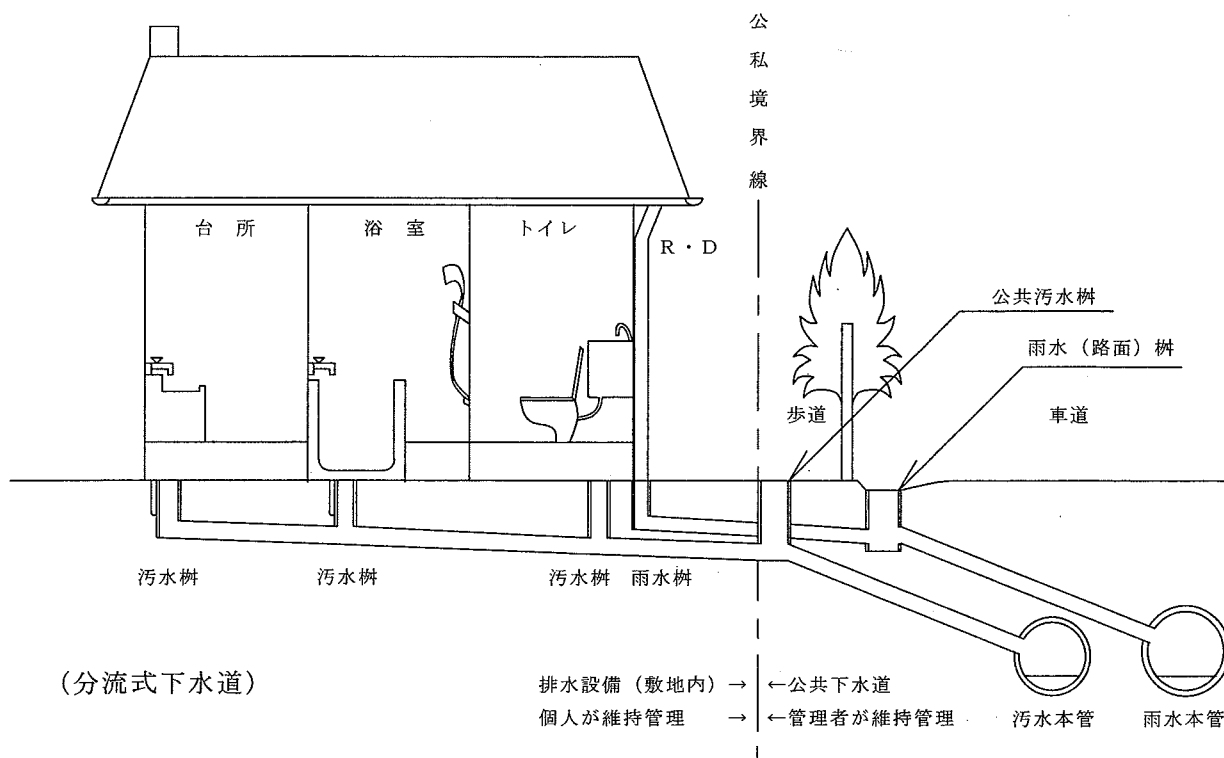
個人、事業場等が、私費で建物または敷地内等に設けた設備は、建物所有者等の負担で維持管理しなければならない。

ただし、建物所有者等が所在不明で管理上支障があり、管理者が必要と認める場合は、市がこれを負担し管理することがある。

### （３）その他の下水道

あらゆる下水の排水施設を含む下水道の維持管理は、設置者または所有者の負担で維持管理を行うものとする。

一般住宅の場合



6. 申請等に係る手数料の取扱

処理区域として告示された区域内の建物所有者等は、下水道法の目的である公衆衛生の向上や公共用水域の保全と、公共下水道の利用の強制規定により、排水設備の設置義務や汲取便所の水洗化改造義務が課せられている。

また、管理者は公共下水道の管理のため、排水設備の設置に関し、排水設備工事の設計、施工については、函館市企業局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）が行うこと、排水設備の技術上の基準確保のため、完成検査を行うこと等を函館市下水道条例で定めている。

このことから排水設備の設置は、市民に義務付けられたものであり、かつ、公共下水道の維持管理のため、排水設備工事確認申請審査及び完成検査を行うものであるため、これに係る手数料は徴収しない。



下水排除基準

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数5を超え9未満	水素指数5を超え9未満
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600未満	600未満
3	浮遊物質量 (SS)	600未満	600未満
4	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.1以下
5	シアン化合物	検出されないこと。	1以下
6	有機リン化合物	検出されないこと。	1以下
7	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下
9	砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下
11	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下
13	トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下
14	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
15	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下
16	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下
17	1, 2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下
18	1, 1-ジクロロエチレン	1以下	1以下
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下	3以下
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下
22	1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下
23	チウラム	0.06以下	0.06以下
24	シマジン	0.03以下	0.03以下
25	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下
26	ベンゼン	0.1以下	0.1以下
27	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下
28	ほう素及びその化合物	230以下	230以下
29	ふっ素及びその化合物	15以下	15以下
30	フェノール類	5以下	5以下
31	銅及びその化合物	3以下	3以下
32	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下
33	鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下
34	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下
35	クロム及びその化合物	2以下	2以下
36	ダイオキシン類	10 pg/l以下	10 pg/l以下
37	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満
38	ノルマルヘキサン抽出物質量含有量 (1) 鉱油類含有量	5以下	5以下
	(2) 動植物油脂類含有量	30以下	30以下
39	窒素含有量	240未満	
40	リン含有量	32未満	
41	温度	45度未満	45度未満
42	汚濁消費量	220未満	220未満

備考

1 この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/lとする。

2 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

法令に定める届出書

事業場	届出書の種類	法令	届出事由	届出義務者	届出期限	備考
特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50㎡以上」であるときもしくは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、または届出をしたときの下水の水量もしくは水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者(特定施設(水質汚濁防止法特定施設設ならびにダイオキシン類対策法特定施設をいう。)の設置者を含む。)であって、当該要件に該当する者	使用開始(変更)前	
	2 公共下水道使用開始届	法第11条の2第2項(省令第6条第2項)	特定施設の設置者であって、第1項(公共下水道使用開始(変更)届)に定める要件に該当しない者が公共下水道を使用しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者	使用開始前	
	3 特定施設設置届出書	法第12条の3第1項(省令第8条第2項)	公共下水道を使用している者が、特定施設(水質汚濁防止法特定施設第66号の2に掲げる旅館業については、温泉を利用する入浴施設を設置する旅館業のみが対象となる。)を設置しようとするとき。	特定施設を設置しようとする者	届出期限の規定はないが、届出書に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	4 特定施設使用届出書	法第12条の3第2項(省令第9条第1項)	公共下水道を使用している者の工場または事業場に、現に設置(工事中の施設を含む。)している施設が、新たに特定施設に指定されたとき。	当該施設を設置(工事中を含む。)している者	当該施設が特定施設となった日から30日以内	
	5 特定施設使用届出書	法第12条の3第3項(省令第9条第1項)	特定事業場(特定施設を設置する工場または事業場をいう。)から公共用水域(河川、港湾、沿岸海域をいう。)へ下水を排除していた者が、終末処理場が設置されている公共下水道を使用することとなったとき。	当該特定施設を設置している者	公共下水道を使用することとなった日から30日以内	
	6 特定施設の構造等変更届出書	法第12条の4(省令第10条第1項)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした特定施設について、構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の水量もしくは水質または用水もしくは排水の系統を変更しようとするとき。	当該届出をした者	届出期限の規定はないが、届出書に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	7 氏名変更等届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者の氏名もしくは住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地)に変更があったとき。	当該届出をした者	変更があった日から30日以内	
	8 特定施設使用廃止届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者が、特定施設の使用を廃止したとき。	当該届出をした者	使用を廃止した日から30日以内	
	9 承継届出書	法第12条の8第3項(省令第13条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受けもしくは借り受けたときまたは当該届出をした者について相続もしくは合併があったとき。	当該譲り受け、または借り受けた者ならびに相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人	承継があった日から30日以内	
非 特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50㎡以上」であるときもしくは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、または届出をしたときの下水の水量もしくは水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者であって、当該要件に該当する者(特定施設の設置者を除く。)	使用開始(変更)前	
	2 除害施設設置計画届出書	条例第5条の3第3項(函館市下水道条例施行規程第4条)	公共下水道を使用している者が、除害施設を設置しようとするとき。	除害施設を設置しようとする者	除害施設設置前	

## 使用開始等の届出を要する下水の水質

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数5.7以下8.7以上	水素指数5.7以下8.7以上
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	300以上	300以上
3	浮遊物質 (SS)	300以上	300以上
4	カドミウム及びその化合物	0.01を超えるもの	0.1を超えるもの
5	シアン化合物	検出されるもの。	1を超えるもの
6	有機 <sup>りん</sup> 化合物	検出されるもの。	1を超えるもの
7	鉛及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
8	六価クロム化合物	0.05を超えるもの	0.5を超えるもの
9	砒 <sup>び</sup> 素及びその化合物	0.05を超えるもの	0.1を超えるもの
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005を超えるもの	0.005を超えるもの
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003を超えるもの	0.003を超えるもの
13	トリクロロエチレン	0.3を超えるもの	0.3を超えるもの
14	テトラクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
15	ジクロロメタン	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
16	四塩化炭素	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
17	1, 2-ジクロロエタン	0.04を超えるもの	0.04を超えるもの
18	1, 1-ジクロロエチレン	1を超えるもの	1を超えるもの
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4を超えるもの	0.4を超えるもの
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	3を超えるもの	3を超えるもの
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
22	1, 3-ジクロロプロペン	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
23	チウラム	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
24	シマジン	0.03を超えるもの	0.03を超えるもの
25	チオベンカルブ	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
26	ベンゼン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
27	セレン及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
28	ほう素及びその化合物	230を超えるもの	230を超えるもの
29	ふっ素及びその化合物	15を超えるもの	15を超えるもの
30	フェノール類	5を超えるもの	5を超えるもの
31	銅及びその化合物	3を超えるもの	3を超えるもの
32	亜鉛及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
33	鉄及びその化合物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
34	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
35	クロム及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
36	ダイオキシン類	10 pg/lを超えるもの	10 pg/lを超えるもの
37	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125以上	125以上
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5を超えるもの
		(2) 動植物油脂類含有量	30を超えるもの
39	窒素含有量	150以上	
40	リン含有量	20以上	
41	温度	40度以上	40度以上
42	よう 汚素消費量	220以上	220以上

## 備考

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/lとする。
- 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。

## 事業場の業種と廃棄物の種類

事業場の業種		廃棄物の種類
1	畜産農業又はサービス業	動物のふん尿等
2	畜産食料品製造業	廃牛乳、肉くず等
3	水産食料品製造業	魚介類の内臓、廃調味液等
4	野菜、果実保存食料品製造業	野菜くず、廃調味液等
5	みそ、しょう油製造業	大豆殻、廃みそ、廃しょう油等
6	製あん業	小豆殻、水さらし廃液等
7	飲料製造業	廃飲料等
8	動物系飼料製造業	動物系残さ、湯煮廃液等
9	動植物油脂製造業	動植物の残さ、化学処理廃液等
10	めん類製造業	めんくず、湯煮廃液等
11	豆腐又は煮豆の製造業	大豆殻、豆乳廃液等
12	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	廃現像液、廃インク等
13	化学肥料製造業	廃肥料等
14	医薬品製造業	廃医薬品等
15	農薬製造業	廃農薬等
16	皮革製造業	動物の死体、廃なめし液等
17	ガス供給業	汚泥等
18	酸又はアルカリによる表面処理施設	廃酸、廃アルカリ等
	電気めっき施設	
19	旅館業	廃天ぷら油、野菜くず、魚介類の内臓、肉くず、廃調味料等
	共同調理場（学校給食施設）	
	弁当製造業	
	飲食店のちゅう房施設 喫茶店等のちゅう房施設	
20	洗たく業	繊維くず、クリーニング汚泥および廃有機溶剤等
21	写真現像業	現像液、定着液等
22	病院	血液、廃消毒用有機溶剤、現像液、定着液等
23	と畜業又は死亡獣畜取扱業	動物の血液、動物のふん尿等
24	自動車分解整備事業	不凍液、エンジンオイル、廃塗料等
	自動式車両洗浄施設	
25	科学技術に関する事業場	廃酸、廃アルカリ、検査等に使用した培地およびシャーレ等
26	一般廃棄物処理施設	焼却灰等
27	し尿処理施設	くみ取り尿、汚泥、スカム等
28	特定事業場排水の処理施設	汚泥、スカム等
29	ビル清掃業	廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類等
30	塗装工事業	廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類等

## 4. 柵

### (1) 柵の設置個所

柵は、排水管等を取りまとめて下流管に導入流下させるとともに、排水管の維持管理が容易にできるように設けられ、汚水柵と雨水柵の2種類がある。

- ① 排水管の起点、終点、合流点、屈曲点
- ② 排水管の内径、勾配、管種が異なる箇所
- ③ 雨水管の始まる場所
- ④ 直線部においては、管の内径の120倍をこえない間隔で、次の表-8に示す範囲とする。

表-8 柵の管径別最大配置間隔

管 径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	1.2	1.5	1.8	2.4

### (2) 柵の大きさや深さ

排水管の管径および取付管の数、埋設深さを考慮し維持管理に支障のない大きさとし、柵の深さは径の1.5~2.0倍が適当である。

(表-9)

ただし、小口径塩化ビニール製柵を使用する場合にはこの限りではない。

表-9 柵の内径と深さの関係

内 径 (mm)	深 さ (mm)
300	450以上～ 600未満
400	600以上～ 900未満
500	900以上～1,200未満

### (3) 柵の構造 (図-8～図-10)

#### ① 蓋

鉄筋コンクリート製、鋳鉄製またはFRPの密閉蓋とする。ただし雨水用の柵は有孔式とし、汚水用と雨水用を兼用する場合はトラパンを設置する。(屋根からの雨水のみの場合は有孔式としなくてもよい。)

- ② 側塊は遠心力コンクリート製および硬質塩化ビニール製の不透質で、堅固な構造とする。

③ 底部

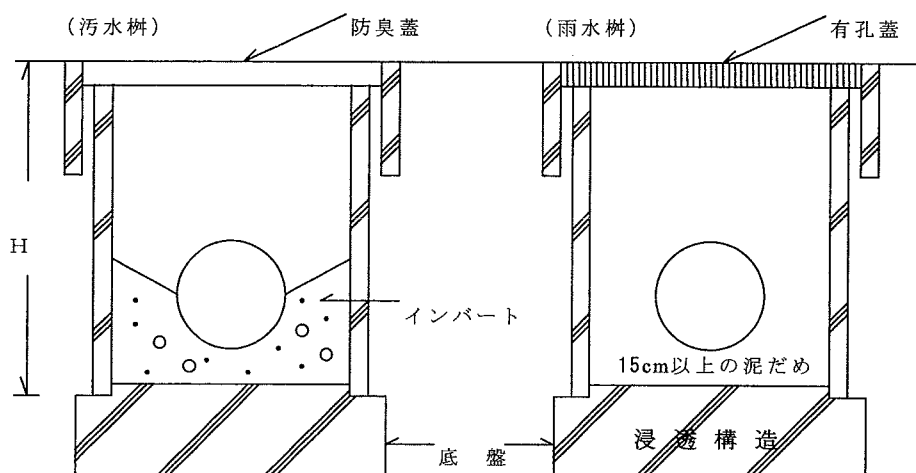
ア 汚水枦（鉄筋コンクリート製の場合）

- (ア) 接続する排水管の内径に応じ，水の流れの損失をなくするために，インバートを設ける。
- (イ) インバート肩の表面は，溝の中心線に向かって傾斜をつけて平滑に塗り上げる。

イ 雨水枦

雨水と一緒に流れ込む土砂を沈澱させる15cm以上の泥だめと雨水を地下に浸透させる機能を有する枦を設ける。

図－8 枦構造図

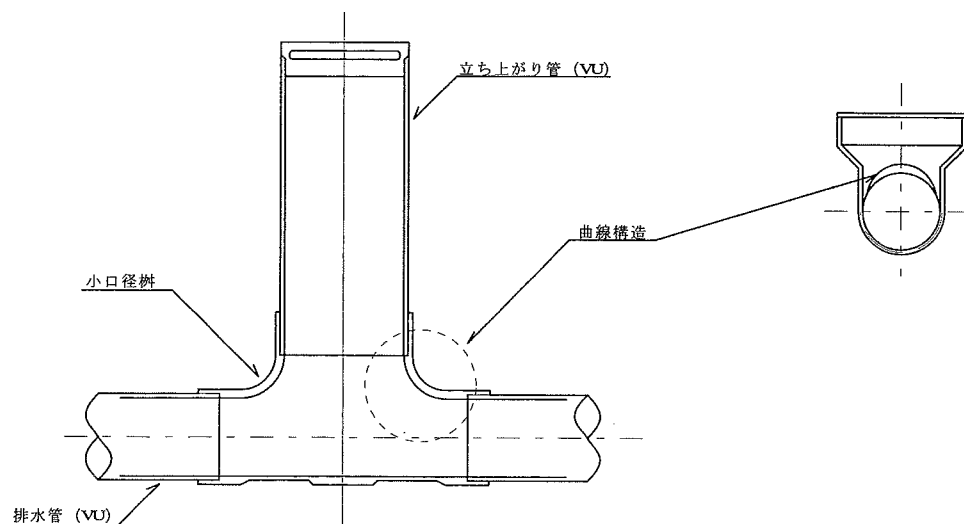


ウ 小口径枦

- (ア) 本体の形状は，円形とし，硬質塩化ビニール製（VU管）とする。
- (イ) 本体底部インバートには，2 / 1 0 0 の勾配が確保されていること。
- (ウ) 排水管と枦本体が，密着できるような構造であること。
- (エ) 管路部と，枦立ち上がり部の会合するコーナー部は，維持管理器具の使用が容易な曲線構造であること。

図－9

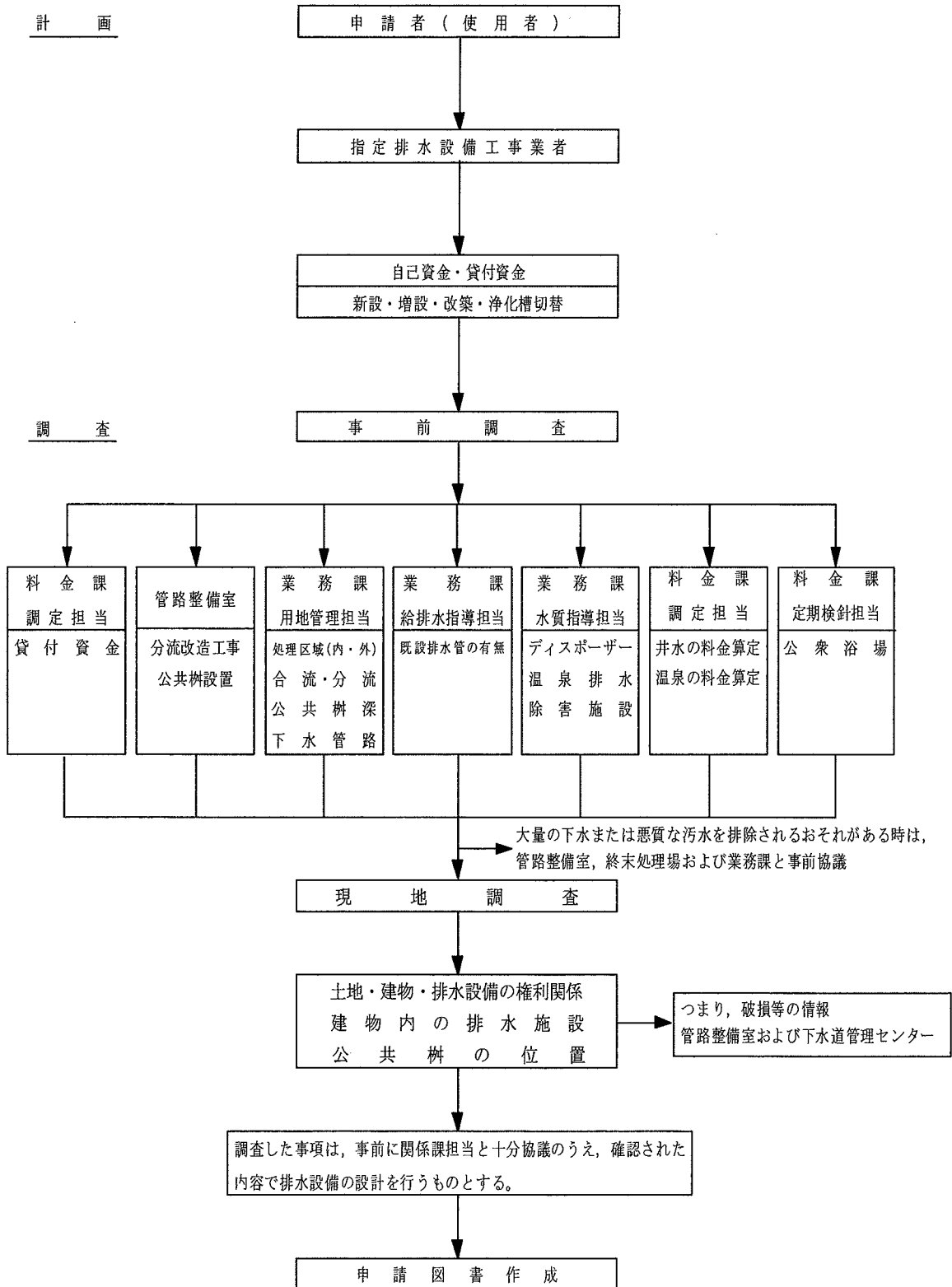
図－10



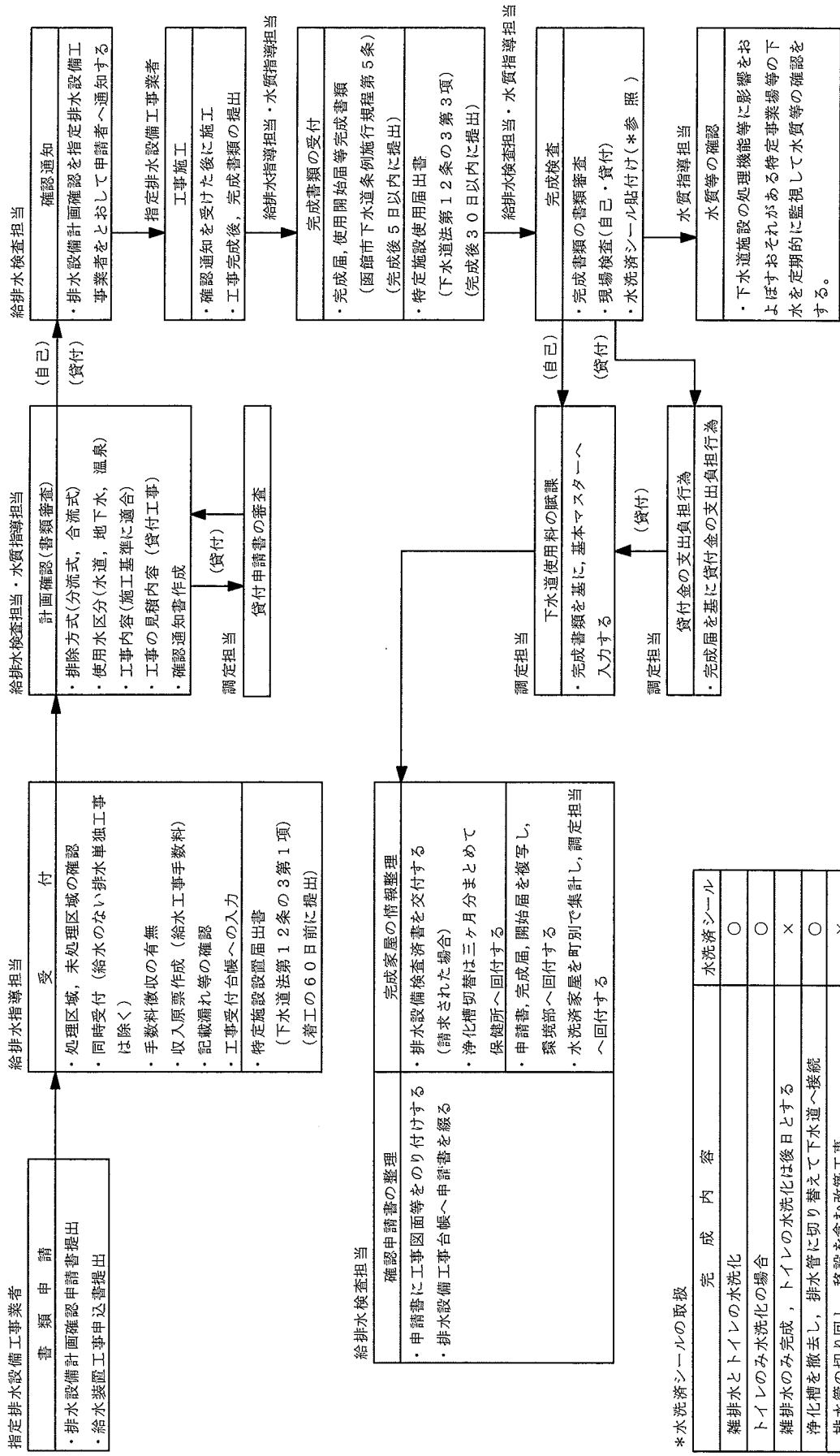
# 第3部

## 1. 手続業務のフロー

### (1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー



(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー



\*水洗済シールの取扱

完 成 内 容	水洗済シール
雑排水とトイレの水洗化	○
トイレのみ水洗化の場合	○
雑排水のみ完成、トイレの水洗化は後日とする	×
浄化槽を撤去し、排水管に切り替えて下水道へ接続	○
排水管の切り直し、移設を含む改築工事	×

※ 特定施設の審査、検査等については、水質指導担当で行う。



## 2. 排水設備工事の申請手続

### (1) 排水設備工事の申請

- ① 排水設備計画確認申請書は、工事着工前に提出しなければならない。
- ② 工事は、排水設備計画確認通知を受けた後に施工すること。
- ③ 排水設備計画確認申請書は、給水装置工事申込書と同時に提出すること。
- ④ 工事に伴い、公共樹の新設等を希望する場合は、事前協議後に提出すること。

### (2) 申請に必要な図書

#### ① 自己資金工事の場合

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書      | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事材料表        | (別紙 2) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ 排水設備計画確認通知書      | (別紙 5) |

#### ② 貸付資金工事の場合

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書          | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事設計書            | (別紙 3) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図)     | (別紙 4) |
| エ 排水設備計画確認通知書          | (別紙 5) |
| オ 貸付申請書                | (別紙 6) |
| カ 市・道民税納税証明書 (申請者・保証人) | (前年度分) |
| キ 固定資産税納税証明書 (申請者)     | (前年度分) |
| ク 所得証明書 (申請者)          | (前年度分) |

※ ただし、保証人が、申請者の配偶者または未婚の子の場合には、保証人の所得証明書も必要。

ケ 貸家、アパート、共有名義の場合、建物の所有を確認できる書面 (固定資産税納税通知書、登記事項証明書、権利書または、賃貸借契約書の写し)

#### ③ その他必要と認める書類

### (3) 申請書類の作成

#### ① 排水設備計画確認申請書

- ア 申請書の作成にあたっては、別紙1を参考にすること。
- イ 申請者の住所は、申請時に居住している住所で申請すること。
- ウ 水洗便所改造工事と雑排水工事 (台所等) の両方の工事がある場合は両方に○を、雑排水工事だけの場合は、雑排水のみに○をつけること。
- エ 他人の所有する土地や建物、他人が設置した排水設備を使用する場合は、利害関係人の同意を得て記入し押印すること。  
なお、利害関係人が多数いる場合は、別添で添付することができる。

#### ② 排水設備工事材料表 (自己資金工事)

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。
- イ 給水装置工事の手数料の対象となるもので、簡易な給水管の改造工事の場合は、排水設備工事材料表に数量を記入し、給水装置工事申込書を添付

- して提出することができる。
- ウ 管路延長の数量は小数点以下第1位までとし、材料の数量は工事図面から算出される数値と一致すること。
- エ 材料表には、施行業者、責任技術者の押印をすること。
- オ 使用する便器その他の材料は、JISまたは工業会等の規格品を使用すること。
- ③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）
- ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にする事。
- イ 便槽処理が計上されていること。
- ウ 丸型汚水枳および枳設置工は、単価別になっていること。
- エ トイレ内の改修工事でグラスウールの内訳（壁、床、天井）が○で明示されていること。
- オ クッションフロアー、グラスウール、クロスの面積は整合性があること。
- カ 管路延長の数量は、小数点以下第1位までとし、材料の数量は、工事図面から算出される数値と一致すること。
- キ 設計書には、施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ④ 工事図面（平面図および立体図）
- ア 図面の作成にあたっては、別紙4を参考にする事。
- イ 配管は既存部分を含め屋内の配管を記入すること。
- ウ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
- エ 雨水排水がある場合は、「R.D.」、「雨どい」、「泥溜枳」等を表示すること。
- オ 新設、既設のものにかかわらず接続先を図示すること。（特に靴洗いやルーフトレーン、温泉排水等）
- カ ルーフドレーン等の雨水排水を公共下水道等に接続する場合は、宅地内の設置可能な場所に泥溜枳と浸透枳を設置すること。
- キ 枳間の勾配を記入すること。
- ⑤ 排水設備計画確認通知書
- ア 確認通知書の作成にあたっては、別紙5を参考にする事。
- イ 年月日、受付番号は記入しないこと。
- ウ 宛名は、申請者名を記入すること。
- エ 浄化槽切替や、区域外流入の場合は、欄外にゴム印で明示すること。
- ⑥ 貸付申請書
- ア 申請書の作成にあたっては、別紙6を参考にする事。
- イ 貸付申請書の下余白に、保証人と申請者との関係を記入すること。
- ウ 市・道民税納税証明書、固定資産税納税証明書、所得証明書を添付すること。
- エ 建物が貸家、アパート、共有名義の場合は、建物の所有を確認できる書面を添付すること。
- ⑦ 床下集合配管システムの申請手続
- 床下集合配管システムは、建物の構造によっては技術上の基準に適合しないこともあるため、事前に協議を行うものとし、申請手続を行うときは「排水へ

ッダー設置図」および「確認書」を添付して確認をうけること。また、設置する場合は、特に次の事項を注意すること。

ア 家屋内の管の勾配，水平曲げ角度。

イ 集合配管部の開口部および保守点検に必要なスペース。

ウ 露出配管に伴う凍結防止対策。

⑧ 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は，テナントごとに申請し，除害施設の必要なものもあるので，事前に協議すること。

(4) 確認通知書の交付

自己資金は，申請書の決裁終了後，申請者へ確認通知書を交付する。

貸付資金は，申請書の決裁終了後，料金課調定担当へ回付し，貸付審査が終了後，確認通知書を申請者に交付する。

(5) 工事の取り止めについて

排水設備工事を申請後に取り止める場合は，別紙15により「取り止め届」を給排水検査担当に提出すること。

### 3. 排水設備工事の完成書類の手続

(1) 完成書類の提出

① 排水設備工事完成届出書等は，工事完成后5日以内に提出しなければならない。

② 排水設備工事完成届出書等を提出するときは，給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。

③ 立会検査の申請は，業務課の「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入すること。

(2) 完成届提出に必要な図書

① 自己資金工事の場合

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事材料表	(別紙 2)
エ 工事図面 (平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)

② 貸付資金工事の場合

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事設計書	(別紙 3)
エ 工事図面 (平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)
キ 委任状	(別紙11)

- ク 借用書 (別紙 1 2)  
ケ 印鑑登録証明書 (申請者, 保証人)
- ③ その他必要と認める書類。

(3) 完成書類の作成

① 排水設備工事完成届書

- ア 完成届出書の作成にあたっては、別紙 7 を参考にすること。  
イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

② 公共下水道使用開始届書

- ア 開始届書の作成にあたっては、別紙 8 を参考にすること。  
届の日付は、書類の提出日を記入すること。  
イ 使用開始年月日については、排水設備を公共柵に接続し、公共下水道を使用した日とする。  
ただし、新築家屋や店舗などは、入居日や営業開始日を開始年月日として届出ること。

③ 排水設備工事材料表 (自己資金工事)

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙 2 を参考にすること。  
イ 材料の数量は、実際に使用した数量を記入すること。  
ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。

④ 排水設備工事設計書 (貸付資金工事)

- ア 設計書の作成にあたっては、別紙 3 を参考にすること。  
イ 工事完成后、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差し替えをすること。  
ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。

⑤ 工事図面 (平面図および立体図)

- ア 工事図面の作成にあたっては、別紙 4 を参考にすること。  
イ 工事に変更になった箇所は、書き直し差替えすること。  
ウ ルーフドレーンなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。  
エ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。  
オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。  
カ 柵径、柵深および柵間勾配を記入すること。  
キ 既設管を使用する場合は、既設管の柵深、柵間距離、勾配を記入すること。  
ク 施行業者、責任技術者の押印をすること。

⑥ 排水設備工事検査表

- ア 検査表の作成にあたっては、別紙 9 を参考にすること。  
イ 検査は、完成書類の提出日までに工事施行業者が行うこと。  
ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等 (R. D. 等) の排水先を確認すること。

⑦ 水洗便所改造工事写真

- ア 工事写真の提出にあたっては、別紙 10-1, 10-2 の用紙に貼り付け

## 5. 分流改造工事の取扱

### (1) 目的

雨水と雑排水（流し水や風呂水などの生活廃水）を下水道管で、直接川や海へ排出している区域は、生活環境等の変化により排水量が増え水質の悪化が進んできたことから、汚水は処理場で処理して放流することとしたため、汚水管布設工事が完成した区域は、雨水と汚水に分けて排出できるように管理者が排水設備の改造工事を施工する。

### (2) 工事の費用負担等

① 工事は企業局が費用を負担し施工する。完成後、排水設備は建物所有者に引渡しする。

ただし、便所の水洗化工事、浄化槽の廃止工事、新築住宅等の費用は、個人負担とする。

② 分流改造工事に関する受付等は、上下水道部管路整備室下水道設備担当が行う。

### (3) 建物および土地所有者の同意

① 工事は、私有地内で施工するため、工事および工事後の維持管理に関する建物所有者の同意を必要とする。

② 借地の場合は、土地所有者の同意も必要とする。

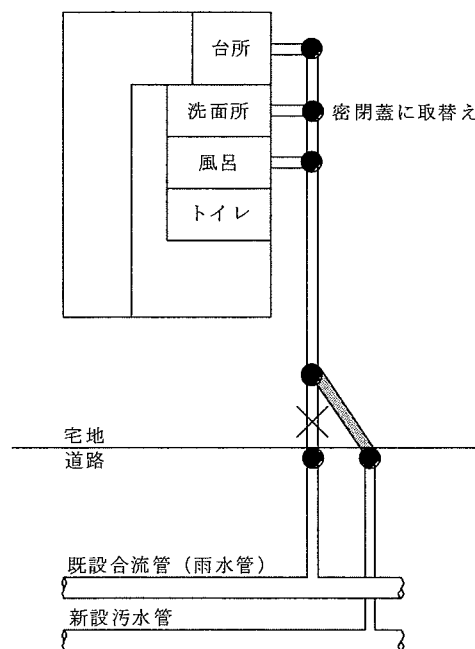
### (4) 分流改造工事施工例

① 既設管をすべて汚水排水管として使用する場合。

ア 公共柵に最も近いところで排水管を切り替える。

イ コンクリート蓋等を密閉蓋に取り替える。

例) 既設の排水設備が汚水のみを排出している場合。

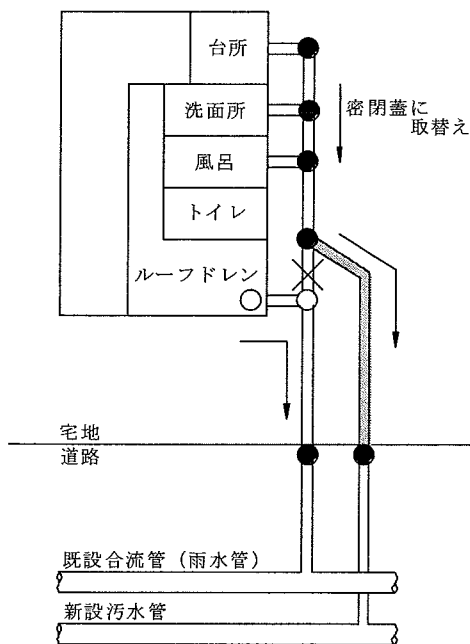


② 一部を污水管として使用する場合。

ア 雨水が流れているところまで污水排水管を布設して切り替える。

イ コンクリート蓋等を密閉蓋に取り替える。

例) 下流側に雨どい等の雨水排水がある場合。

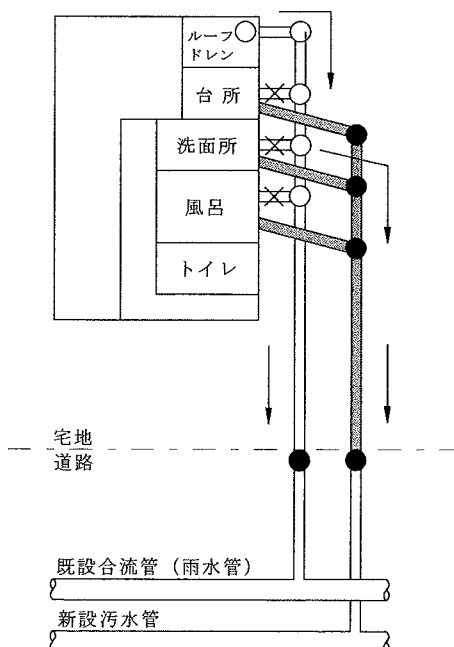


③ 既設管をすべて雨水排水管として使用する場合。

污水排水管を新設して切り替える。

例) 上流側に雨どい等の雨水排水がある場合。

柵で敷地内の雨水を受けて排出している場合。



## 6. 公共樹設置の取扱

### (1) 目的

排水設備工事を施工しようとする敷地に公共樹がなく、排水設備を接続することができない場合、公共樹設置要件に該当するときは、新たに公共樹を管理者が設置する。

### (2) 公共樹設置の要件

#### ① 公共汚水樹を設置する場合

- ア 公共下水道本管新設工事の際に、公共樹が設置されていない場合。
- イ 土地の売買等による土地分筆のため、公共樹が必要とされる場合。
- ウ 他人の土地を利用しなければ既設公共樹に接続できない場合。
- エ 建物の新築、増改築等により、既設公共樹の深さが不足する場合。
- オ 宅地内に容易に移動または解体、復旧することが困難な構築物があり、排水設備を迂回しなければ既設公共樹に接続できず、管勾配を最大限考慮しても技術的に既設公共樹の利用が困難な場合。  
ただし、開発行為、区画整理箇所を除く。
- カ その他、管理者が必要と認める場合。

#### ② 公共雨水樹を新設する場合

- ア 分流式区域の公共雨水管が整備されている場所で、公道および私道の路面排水を排除する場合を除き、敷地内の雨水（雨どい、無落雪、池等）を排除するために排水設備を設ける場合。ただし、取付管口径は、150mmを標準とし、樹は一宅地一基を原則とする。また、この規模を超える排水施設能力を必要とする場合は、別途上下水道部業務課と協議すること。
- イ その他、管理者が必要と認める場合。

### (3) 公共樹設置申請の手続き

- ① 公共樹設置を申請する場合は、排水設備工事図面、位置、深さ、流入管径、設置希望時期について、上下水道部管路整備室と事前協議すること。
- ② 事前協議で申請が認められた場合は、公共樹設置申請書（別紙16）に排水設備計画確認申請書、排水設備工事図面の写しおよび付近見取図、また必要な場合には土地使用承諾書を添付し提出すること。
- ③ 公共樹設置工事は、道路管理者または土地所有者との協議、占用手続きのため、2ヶ月程度の期間を必要とする場合もあることから、速やかに公共樹設置申請書を提出すること。
- ④ 公共樹設置の事前協議および公共樹設置申請は、上下水道部管路整備室で受け付ける。

(4) 西部地区の私有地内への公共樹設置工事

- ① 土地所有者の承諾が得られ、管理者が必要と認めた場合は、石積みおよび現場打ちコンクリート側溝に限り、側溝を横断し私有地内に管理者が公共樹を設置する。
- ② 既設公共樹から側溝を横断して私有地内に設置するため、土地使用承諾書を公共樹設置申請書に添付して提出すること。
- ③ 申請手続きは、(3)の公共樹設置申請の手続きによる。



## 7. 温泉排水設備工事の取扱

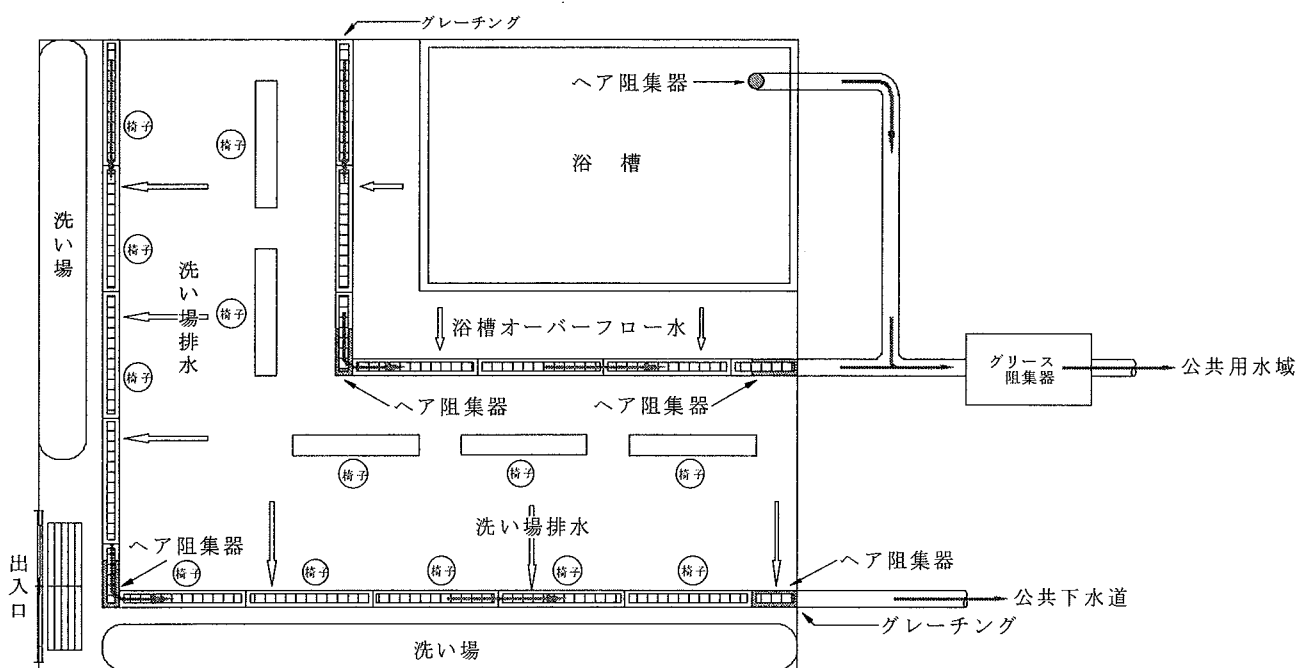
### (1) 目的

高濃度硫酸イオン等に係る温泉水の排除を適正に行うことを目的とする。

### (2) 排水設備の設置方法等

- ① 分流区域において温泉業を新規に開設し、または増設、改築する場合は、温泉の浴槽越水を雨水として公共下水道（雨水管）に接続し、石鹸水等の洗い場水は汚水として公共下水道（汚水管）に接続する排水設備を設置する。
- ② 合流区域の温泉排水は、原則として公共下水道（合流管）に排除するものとするが、海岸、河川に隣接する場合は、温泉の浴槽越水を雨水として公共用水域に排出することを認めるが、水質は終末処理場の放流水と同等以上とする。
- ③ 公共用水域に排出する場合は、グリース阻集器、ヘア阻集器等により、毛髪、油脂等を除去する施設を設置すること。
- ④ 温泉水は、排出量、硫酸イオン濃度等が温泉の泉質により違いがあるため、下水処理施設の流入水質、水量、処理能力、流出先等について上下水道部業務課水質指導担当と事前に協議すること。

### (3) 温泉浴場の排水設備設置図例



※浴槽底部の沈殿物を含む下水は、水中ポンプ等により公共下水道に排除すること。



## 8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱

### (1) 目的

下水道処理区域外の施設等から排除される下水を公共下水道に排除しようとする場合について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

### (2) 対象範囲

管理者は、公共下水道を使用しようとする者の申請に基づき申請者の施設から排除される水質、水量を勘案し、下水道施設の許容限度内において公共下水道の利用を許可することができる。

### (3) 排水施設の設置について

公共下水道に接続する排水施設については申請者が私費で設置する。なお、工事完成後、施設は自己管理しなければならない。ただし、私費で設置した排水施設の一部を工事完成後、無償譲渡する場合は、9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱により行うこと。

### (4) 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に伴う申請

#### ① 申請書類

ア 行為の許可申請書（様式第10号）（別紙17）

イ 附近見取図

ウ 平面図

排水設備計画確認申請書の工事図面の写しとする。

エ 流量計算書（管理者が必要としたとき。）

#### ② 申請手続

ア 申請者は、行為の許可申請書を管理者へ提出する。

イ 管理者は、申請書の内容を確認し、許可書を申請者に交付する。

ウ 申請者は、公共下水道施設への接続工事申請を、2. 排水設備の申請手続により行うこと。

#### ③ 許可に係わる条件

ア 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときは、速やかに管理者と協議すること。

イ その他管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

### (5) 下水道使用料について

利用者は、処理区域内と同様に下水道使用料を納入するものとする。



## 9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱

### (1) 目的

管理者以外の者が公共下水道に関する工事について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

### (2) 対象範囲

管理者は、管理者以外の者が公共下水道に関する工事を行うにあたり、その内容が管理者の定める技術上の基準に適合している場合は、工事を承認することができる。また、工事完成後、排水施設は、管理者へ無償譲渡することとし、設計・施工にあたっては、管理者と十分協議すること。

### (3) 公共下水道私費工事（変更）承認申請について

管理者以外の者が公共下水道工事を私費で行う場合は、公共下水道私費工事（変更）承認申請により行うこと。

#### ① 申請書類

- ア 公共下水道私費工事（変更）承認申請書（別紙18）
- イ 附近見取図
- ウ 平面図
- エ 縦断図
- オ 路面復旧図
- カ 詳細図

#### ② 申請手続

- ア 申請者は、公共下水道私費工事承認申請書を管理者へ提出する。
- イ 管理者は、申請書の内容を審査し、私費工事承認書を申請者に交付する。
- ウ 工事を着手しようとする時は、着手届および道路占用許可書の写しを速やかに管理者へ提出する。
- エ 工事完了後、完了届および工事の記録写真を速やかに管理者へ提出する。
- オ 検査完了後、施設受渡書を提出し、施設の無償譲渡および引渡しの手続きをする。
- カ 管理者は、施設受渡書を申請者に交付する。

#### ③ 工事に係わる条件

- ア 工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』によるほか、管理者の技術指導を受けて施工すること。
- イ 工事の着手に先立って周辺に近接する家屋や物件等に対する影響を考慮し予防および回避する最善の措置を講ずること。
- ウ 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときには、速やかに管理者と協議すること。
- エ 工事で設置された排水施設の管理については施設の所有権が管理者に移転し、その引渡しが完了するまでは、申請者の責任で行うこと。
- オ その他、管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

#### (4) 完成検査

管理者が完成図書をもとに現地において完成検査を行う。

また、管理者が検査に施工者を立会わせる必要があると認めるときは、立会うこと。

なお、完成検査の結果、工事が不完全であるとされた場合は、管理者の指定する期間内に改修の工事をし、再度管理者の検査を受けること。

#### (5) 道路占用許可申請

##### ① 申請時期と提出手続き

ア 道路占用許可申請書は申請者が作成し、工事開始時期に間に合うよう、事前に道路管理者に提出する。

イ 道路使用許可申請書は施工者が作成し、所轄警察署へ提出する。

ウ 提出から許可までの日数については、概ね次のとおりである。

市道	14日	国道	14日
道道	30日	警察	5日

##### ② その他

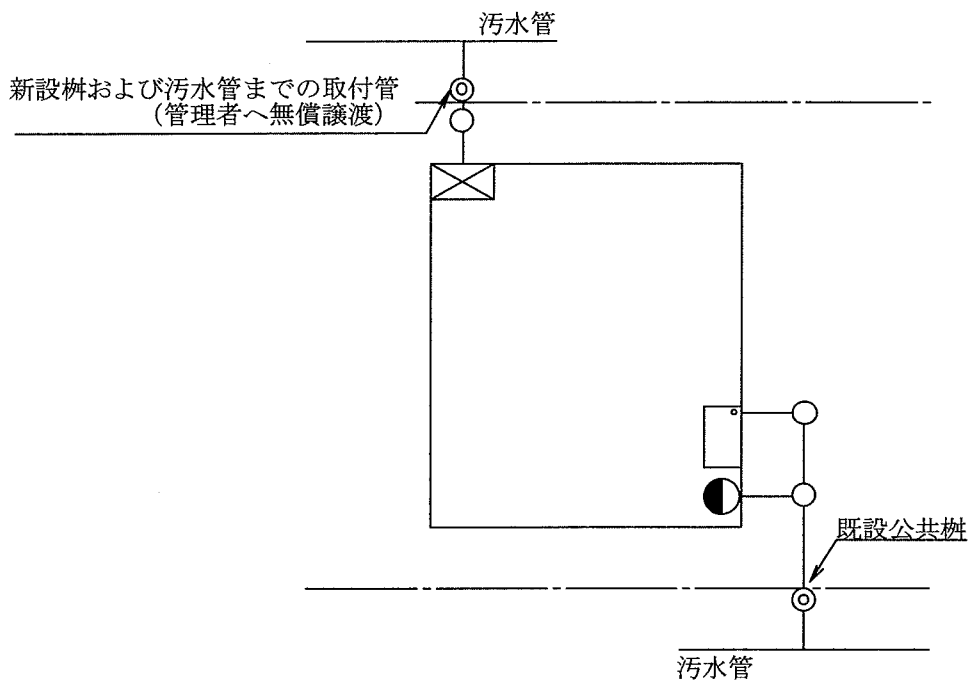
工事の着工は、道路管理者の許可を受けた後、施工すること。

また、工事の施工期間中は歩行者および車輛の通行に支障がないよう十分な措置を講ずること。

(6) 工事実施例

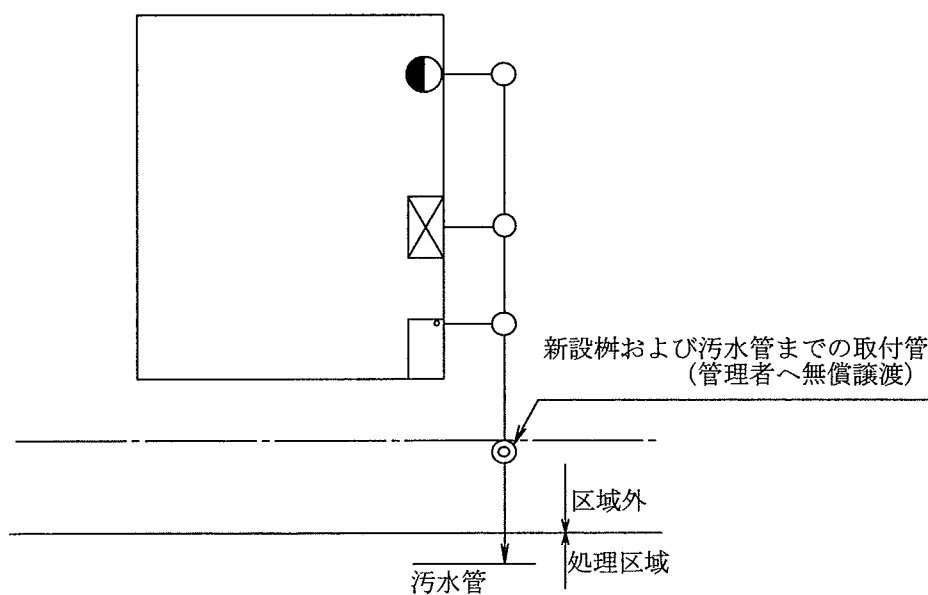
① 処理区域内の場合

家の前に公共柵は設置されているが，個人の事情により新たに公共柵等管理者の基準による排水施設を私費で設置し，工事完成后，施設を無償譲渡する場合。



② 処理区域外の場合

公共下水道へ技術的に接続可能であり，公共柵等管理者の基準による排水施設を私費で設置し，工事完成后，施設を無償譲渡する場合。







## 10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱

### (1) 目的

建設工事等による地下湧水や温泉の揚水試験のため、一時的に公共下水道を使用する場合について、排水処理を適正に行うことを目的とする。

### (2) 公共下水道施設の一時使用許可に伴う申請

#### ① 申請書類

- ア 公共下水道一時使用許可申請書
- イ 附近見取図
- ウ 平面図
- エ 縦断図
- オ 沈砂槽等の構造図
- カ 排水量算定書

排水量については、ポンプの能力をもとに一日あたりの排水量（ $m^3/日$ ）と使用予定日数を乗じて算定したもの。

#### ② 申請手続

- ア 申請者は、公共下水道一時使用許可申請書を管理者へ提出する。
- イ 管理者は、申請書の内容を審査し、許可書を申請者に交付する。
- ウ 使用を開始した時は、使用開始届を速やかに管理者へ提出する。
- エ 使用を終了した時は、使用終了届を速やかに管理者へ提出する。

#### ③ 工事に係わる条件

- ア 沈砂槽は管理者と十分協議のうえ設計し、設置すること。
- イ 沈砂槽は排水を開始してから定期的に点検し、溜まった沈砂は除去すること。
- ウ 排水時の土砂等により公共下水道管が閉塞し、あるいは流水に支障が生じたときは、管路整備室に連絡し、指示に従い、申請者の責任において清掃すること。
- エ 使用の状況によっては、一時中止を命ずることがある。
- オ その他管理者の指示がある場合は、これに従うこと。

### (3) 中間検査

中間検査は、管理者へ使用開始届提出後に施設の設置状況、放流先および放流水の水質が基準に適合しているかを検査するもので、検査にあたっては、現地において施工者立会いのもと、管理者が検査を行うことを原則とする。

### (4) 下水道使用料について

使用終了届を提出後に、公共下水道へ排出された排水量に応じて算出した下水道使用料を別に発行する納入通知書により支払うこと。



### 13. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱

#### (1) 目的

排水設備工事に係わる竣工図書等の適正な管理を行うため、現行保管している竣工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱を定める。

#### (2) 情報公開の基本

- ① 竣工図書の情報公開は、「個人情報保護法」，「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 排水設備工事に伴い所有者等から請求があった場合，または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

#### (3) 対象図書の名称

- ① 排水設備工事台帳
- ② 下水道工事竣工箇所平面図台帳：1／500および路線別竣工図
- ③ 分流改造工事施工図台帳

#### (4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は，請求場所1箇所ごとに別紙19の「閲覧申込書」に係る事項を記入し，対象図書を管理する受付担当に提出する。
- ② 閲覧場所は，「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により，別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は，担当者が立ち会うものとし，企業局外への持ち出しを認めない。

#### (5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は，請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に係る事項を記入し，対象図書を管理する受付担当に提出する。
- ② 交付を受ける場所は，「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし，複写の部数は一部とする。
- ③ 排水設備工事台帳および分流改造工事施工図台帳については，請求人が当該排水設備の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は，台帳の写しの交付を受けることができる。
- ④ 排水設備計画確認申請書の複写は，原則として認めない。
- ⑤ 下水道工事竣工箇所平面図台帳の複写については，排水設備工事等の関係者が，写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で，公共下水道管の事故防止上必要と認めた場合は，関係箇所の写しの交付をすることができる。

#### (6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては，下記の事項を遵守し，窓口担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し，見積依頼書等）の提示を求めたときは，これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および

氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等)は、個人のプライバシーの保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をすること。

③ 閲覧および複写により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。

④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、利用目的の達成後においては、不必要となった書面は、速やかに廃棄すること。

(7) その他

① 各種図面は、町の形態等と整合がとれない部分もあり、経年管については、竣工図不明により、閲覧できないものもあることに留意すること。

とと決定したときは、別記第2号様式の許可証を当該申請をした者に交付するものとする。

(変更の許可)

第7条 許可済者は、許可に係る排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域または第4条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第8条 許可済者は、第4条第1項第1号に掲げる事項または同項第2号に掲げる事項(工場または事業場の名称に限る。)に変更があったときは、遅滞なく、別記第4号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第9条 許可済者は、許可下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、別記第5号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第10条 管理者は、許可済者が、許可に付した条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

第11条 管理者は、許可をしようとするときは、関係機関と密接な調整を行わなければならない。

別表（第4条、第5条関係）

項 目		基 準 値		検 定 方 法
		函館湾処理区域	南処理区域	
1	水素イオン濃度（pH）	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年 <sup>厚生省建設省</sup> 令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号に規定する方法
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	15以下	15以下	省令第8条第2号に規定する方法
3	浮遊物質（SS）	40以下	40以下	省令第8条第3号に規定する方法
4	大腸菌群数	3,000個/cm <sup>3</sup> 以下	3,000個/cm <sup>3</sup> 以下	省令第6条に規定する方法
5	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.1以下	省令第8条第9号に規定する方法
6	シアン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7	有機 <sup>りん</sup> 化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9	六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下	省令第8条第13号に規定する方法
10	砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14	トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下	省令第8条第18号に規定する方法
15	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	省令第8条第23号に規定する方法
20	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24	チウラム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25	シマジン	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29	ほう素及びその化合物	230（海域以外10）以下	230（海域以外10）以下	省令第8条第33号に規定する方法
30	ふっ素及びその化合物	15（海域以外8）以下	15（海域以外8）以下	省令第8条第34号に規定する方法
31	フェノール類	5以下	5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32	銅及びその化合物	3以下	3以下	省令第8条第36号に規定する方法
33	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第37号に規定する方法
34	鉄及びその化合物（溶解性）	10以下	10以下	省令第8条第38号に規定する方法
35	マンガン及びその化合物（溶解性）	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36	クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第40号に規定する方法
37	ダイオキシン類	10pg/l以下	10pg/l以下	省令第8条第41号に規定する方法
38	化学的酸素要求量（COD）	160（日間平均値120）以下	160（日間平均値120）以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。）第30号に規定する方法
39	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100以下（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	検定方法第27号に規定する方法
40	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量 5以下 (2) 動植物油脂類含有量 30以下	5以下 30以下	省令第8条第6号に規定する方法
41	窒素含有量	120（日間平均値60）以下		省令第8条第7号に規定する方法
42	有機 <sup>りん</sup> 含有量	16（日間平均値8）以下		省令第8条第8号に規定する方法

## 備考

- この表に掲げる基準値の単位は、水素イオン濃度（pH）、大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については、mg/lとする。
- 「検出されないこと。」とは、検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち、管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは、当該項目については、測定を要しない。

【取扱九】

別記第1号様式（第4条関係）

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
 申請者 氏名 （法人にあっては、名称および代表者の氏名） 印  
 電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙図面のとおりに
4	下水の種類	ア イ ウ (下水の名称: )
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3/日$ (2) 公共下水道 $m^3/日$
7	排除開始予定年月日	年 月 日
8	水質測定結果	別紙の分析機関による計量(分析)証明書のとおり

注 4の下水の種類欄は、許可を受けようとする下水について、次のアからウまでに掲げるいずれか1つの該当する記号を○で囲み、その下水の名称を記入すること。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水、河川の水、湖沼の水、地下水、雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉、海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

別記第2号様式（第6条関係）

排水設備設置義務免除許可証

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

項ただし書の規定に基づき、  
年 月 日付けで申請のあった下水道法第10条第1  
は、次のとおり許可します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙図面のとおり
4	下水の種類	(下水の名称： )
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3/日$ (2) 公共下水道 $m^3/日$
7	排除の開始を許可する期日	年 月 日
8	<p>許可の条件</p> <p>(1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。</p> <p>(2) 公共用水域または下水の水量を変更しようとするときは、公営企業管理者の許可を受けること。</p> <p>(3) 許可を受けた者の氏名もしくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地）または電話番号に変更があったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(4) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(5) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、この許可は、その効力を失うものであること。</p> <p>(6) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可に係る下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。</p> <p>(7) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとしたうえで、許可に係る工場または事業場に立ち入り、許可に係る下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。</p> <p>(8) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件</p>	
9	<p>その他の</p> <p>許可の条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、下水道法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくは許可の条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることがあります。</p>	

【取扱九】



別記第3号様式（第7条関係）

排水設備設置義務免除変更許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 (法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地)  
申請者 氏名 (法人にあっては、  
名称および代表  
者の氏名)  
電話番号

印

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき排水設備を設置しないで下水を排除する許可を受けた事項について、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 許可年月日	年 月 日	
2 変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
(1) 公共用水域の名称		
(2) 下水の水量	(1) 公共用水域 $\text{m}^3/\text{日}$	(1) 公共用水域 $\text{m}^3/\text{日}$
	(2) 公共下水道 $\text{m}^3/\text{日}$	(2) 公共下水道 $\text{m}^3/\text{日}$
3 変更しようとする年月日	年 月 日	
4 変更の理由		

添付書類

排水設備設置義務免除許可証

別記第4号様式（第8条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
 届出者 氏名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)  
 電話番号

印

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり変更があったので届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日	
2 変更年月日	年 月 日	
3 変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
(1) 氏名（法人にあっては、名称）		
(2) 法人の代表者の氏名		
(3) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
(4) 電話番号	-	-
(5) 工場または事業場の名称		

別記第5号様式（第9条関係）

下水排除廃止届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 （法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地  
法人にあっては、  
名称および代表  
者の氏名）

届出者 氏名 （法人にあっては、  
名称および代表  
者の氏名）

印

電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり公共用水域に下水を排除しなくなったので届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日
2 工場または事業場の名称	
3 工場または事業場の所在地	
4 下水の排出口の位置	別紙図面のとおり
5 下水の種類	（下水の名称： ）
6 下水を排除しなくなった年月日	年 月 日
7 下水を排除しなくなった理由	

添付書類

排水設備設置義務免除許可証



別記第2号様式（第3条関係）

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所（法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地）  
申請者 氏名（法人にあっては、  
その名称および  
代表者の氏名） 印  
電話番号

次のキッチン生ごみ処理システムの使用者が確定していないので、使用者が確定したときは、直ちに、使用者に当該システムの維持管理に関し専門の維持管理業者と契約を締結させることとし、締結後は、速やかに使用者承継確約書および維持管理業務委託契約書の写しを提出させます。

1 大臣認定番号

2 認定年月日 年 月 日

3 キッチン生ごみ処理システムの名称

別記第3号様式（第3条関係）

使用者承継確約書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所（法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地）  
使用者 氏名（法人にあっては、  
その名称および  
代表者の氏名）  
電話番号

印

次のキッチン生ごみ処理システムを設置する建築物の譲渡等を行う  
場合においては、当該譲渡等により新たに使用者となる者が函館市キ  
ッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱第4条に定める維  
持管理に関する指導を受ける地位を承継するものであることを当該者  
に説明します。

1 大臣認定番号

2 認定年月日 年 月 日

3 キッチン生ごみ処理システムの名称

### 3 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理

#### (1) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な排水設備工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条および函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第2条で定めるところによる。

(違反行為)

第3条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、指定業者および排水設備工事責任技術者（以下「指定業者等」という。）が別表の函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、その情状に応じ、同表右欄に定める措置（過料を除く。）を行うことができる。

2 管理者は、指定業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 指定業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長（以下「主管課長」という。）は、事実の有無について調査しなければならない。

2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定業者等に対して、直ちに違反行為の是正および事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当該調査の結果を基に別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなければならない。

3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定業者等から提出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置について協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。

4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において、指定業者等が不正な手段で公共下水道への排水を開始した箇所の使用に対して、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第12条で定める下水道使用料の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、下水道使用料を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。

5 主管課長以外の関係課長は、指定業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。

(指定業者等への処分等)

第5条 行政処分として指定業者に対して行う措置は、函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程（平成8年函館市水道局規程第5号以下「規程」という。）第14条の規定に基づく指定の取消しまたは指定の効力の停止とし、排水設備工事責任技術者に対して行う措置は、規程第23条の規定に基づく登録の取消しまたは業務の停止（以下これらの措置について「取消等処分」という。）とする。

- 2 軽微な違反行為と認めるときは、取消等処分に代えて、当該違反行為を行った指定業者等に対し、文書警告を行うことができる。
- 3 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定業者等に対し、口頭注意を行うことができる。

(審査委員会)

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要があると認めるときは、排水設備工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

(意見陳述)

第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- (1) 指定の取消しまたは登録の取消しに該当するとき 聴聞
- (2) 指定の効力の停止または業務の停止に該当するとき 弁明の機会の付与
- 2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。
- 3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。
- 4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。
- 5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続は、函館市行政手続条例によるものとする。

(処分の通知および公示)

第8条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定業者等に対して、取消等処分にあっては別記第4号様式により、その他の措置にあっては別記第5号様式により、遅滞なく通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

(費用の請求)

第9条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者が指定業者等に代わって是正し、これに係る費用について、指定業者等に請求することができるものとする。



(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

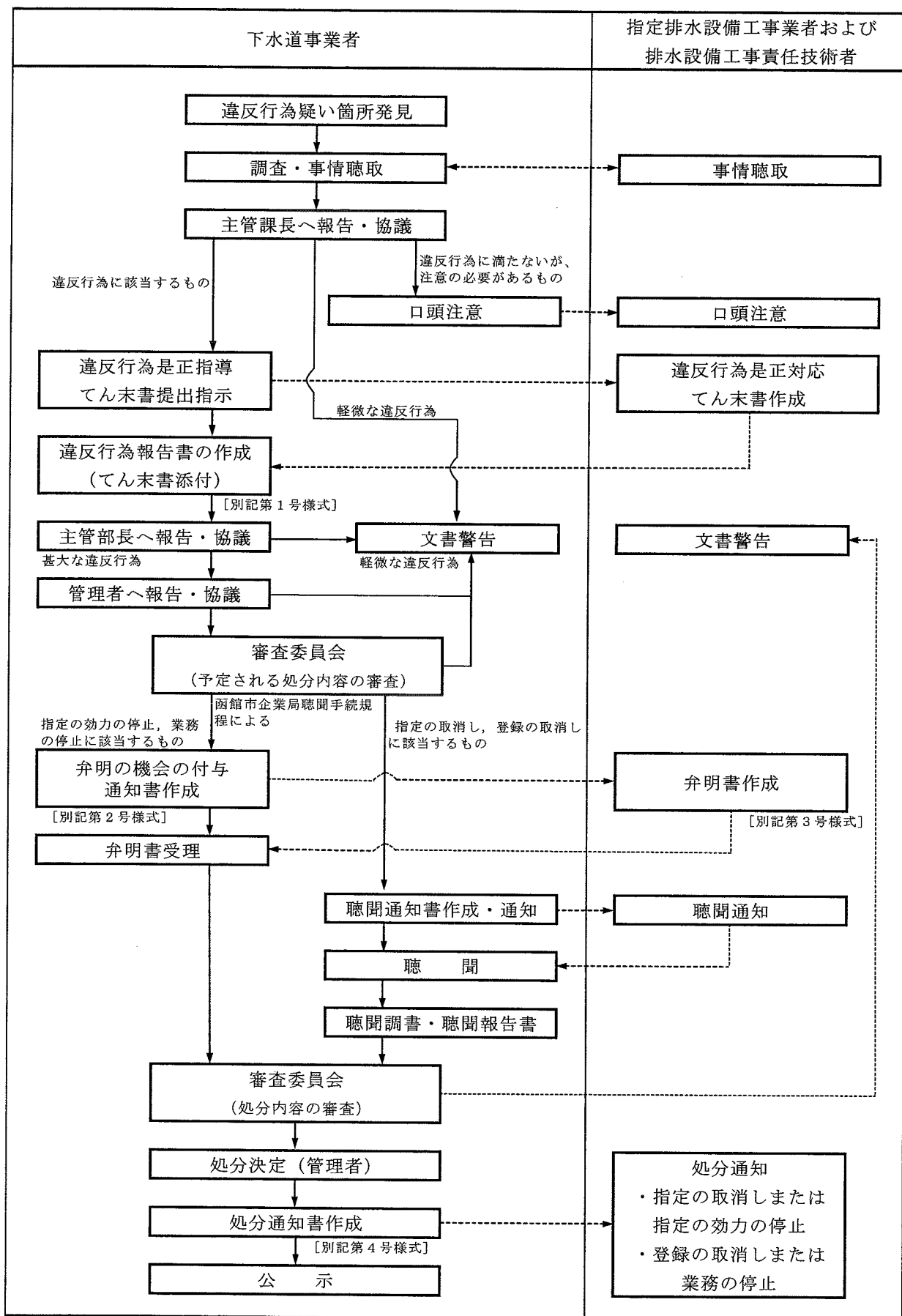
附 則

平成22年12月1日一部改正

附 則

平成23年4月1日一部改正

(2) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理フロー



(3) 函館市企業局指定排水設備業者の違反行為に係る措置基準  
下水道条例および規程等の違反に対する措置

別表1

違反項目	関係法令条文	違反内容	措置内容
指定要件違反	函館市企業局指定排水設備業者に関する規程	第7条 北海道内に事業所を有しなくなったとき。 登録を受けた責任技術者が専属していないとき。 工事の施行に必要な設備、器材等を有していないとき。	指定の取消しまたは文書警告
	第14条	排水設備工事の業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定業者として不適当と認められたとき。 不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。 条例および規程等の規定に違反したとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
	第8条	①第14条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 ②第23条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるとの者が判明したとき。 ④本人または代表者もしくは役員が、成年被後見人もしくは被保佐人または破産者の宣告を受けたとき。 ⑤排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をすおそれがあることを認めるとに足りる相当の理由がある者が判明したとき。 ⑥法人の場合にあつては、その役員のうち上記①～⑤に該当する者がいるとき。	指定の取消し
届出義務違反	函館市企業局指定排水設備業者に関する規程	第12条 次のいづれかに該当する事項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 ①営業を廃止したとき ②排水設備工事の業務を廃止したとき。 ③経営者(法人にあつては、その代表者)を変更したとき。 ④組織を変更したとき。 ⑤名称を変更したとき。 ⑥事業所を移転したとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告

届出義務違反			⑦責任技術者に異動があったとき。 ⑧その他管理者が必要と認める届出事項を証する書類の提出に対し、拒否したとき。							
事業運営基準違反	下水道条例 下水道条例施行規程 函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第3条	排水設備の新設、増設または改築の工事の施行に当たり、条例および規程を遵守しないときおよび管理者の指示に従わないとき。 (無届工事等)	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告	文書警告または口頭注意					
		第4条								
		第2条第1項								
		第3条第1項								
		第3条第1項								
		第4条第1項								
		第3条第2項								排水設備工事の申込みを受け、正当な理由がなく、これを拒んだとき。
		第3条第3項								排水設備工事の契約に際し、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。
		第3条第4項								排水設備工事を、一括して第三者に請け負わせたとき。
		第3条第5項								自己の名義を他人に使用させたとき。
		第3条第6項								管理者が定める施工基準に基づき、善良な注意をもって、施行しないとき。
		第3条第7項								自己の雇用する排水設備工事責任技術者以外の者に排水設備の設計および工事の監督を行わせたとき。
第3条第8項	使用人または請負人の行為について、この規程に規定する責めを負わないとき。									
第4条第2項	排水設備工事の完成後、管理者の検査を受ける際、正当な理由なく責任技術者を立ち会わせないとき。									
第4条第3項	検査の結果、工事が不完全であるとされた場合で、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再度管理者の検査を受けないとき。									
第5条	排水設備を使用者に引き渡した後1年以内に生じた故障について、無償で修理しないとき。ただし、天災その他不可抗力または使用者の責めによる場合を除く。									
第6条	管理者が、必要があると認めるとき、排水設備工事の業務状況その他について報告の求めに応じないとき。									

罰則	函館市下水道条例	第19条	<p>(1) 第3条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者。</p> <p>(5) 第7条または第8条の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(6) 第10条第1項の規定による記録をしない者または虚偽の記録をした者。</p>	5万円以下の過料
----	----------	------	--	----------

排水設備工事責任技術者に対する措置

別表2

違反項目	関係法令文	違反内容	措置	内容
責任技術者の職務義務違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第17条第2項	指定業者へ所属しないで、排水設備の設計および工事の監督を行ったとき。	文書警告または口頭注意
		第17条第3項	排水設備の設計および工事の監督を行わないとき。	
		第17条第4項	業務を行うに当たり条例および規程を遵守しないとき、もしくは管理者の指示に従わないとき。	
		第18条第1項第2号	自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ったとき。	
		第18条第1項第3号	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えないときまたはその執行を受けているとき。	登録の取消し
		第19条第1項	成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者であるとき。	
		第21条第2項	登録の更新について申請しないとき。	登録の取消し
		第21条第3項	責任技術者証の記載事項に変更があったとき、届出をせず、当該記載事項の訂正を受けないとき。	文書警告または口頭注意
		第23条第1項第1号	責任技術者証を携帯しないで業務に従事したとき。	
		第23条第1項第2号	業務の成績が著しく不良であるとき、または業務に関し不適当な行為をしたとき。	登録の取消しまたは業務の停止6ヶ月以下もしくは文書警告
		第23条第1項第3号	偽りその他不正な行為により、登録を受けたとき。	
		第23条第1項第4号	責任技術者証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または改ざんしたとき。	
		第23条第1項第5号	心身の故障その他の理由により業務に従事できないとき。	
				条例および規程等の規定に違反したとき。

(4) 違反行為に係る事務処理要綱に定める様式（別紙）

違反行為報告書

年 月 日

函館市下水道条例，同施行規程および函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為を認めたので，下記のとおり報告します。

記

- 1 工事を施行した者の氏名 氏名 (指定番号 第 号)  
 (指定排水設備工事業者名) 住所  
 (法人の場合，名称，代表者および担当者) 電話番号  
 工事の施行に関与した者の氏名 氏名 (交付番号第 号)  
 (排水設備工事責任技術者)
  
- 2 工事施行箇所 函館市 町 丁目 番 号
  
- 3 排水設備使用者（設置者） 氏名  
 (法人の場合，名称，代表者および担当者) 住所  
 電話番号
  
- 4 工事の施行期間および違反行為を行っていた期間 年 月 日 ～ 年 月 日
  
- 5 発見の状況等  
 (1) 発見年月日 年 月 日  
 (2) 発見した職員名 課・氏名  
 (3) 発見の状況 調査年月日  
 調査時間  
 調査内容  
 状況写真添付  
 (4) 是正を指示した職員名 課・氏名  
 (5) 指示年月日 年 月 日  
 (6) 指示内容  
 (7) 是正後の状況  
 状況写真添付
  
- 6 工事の申請年月日および 年 月 日  
 工事しゅん工年月日 年 月 日
  
- 7 下水道使用料調定状況および収納状況
  
- 8 その他報告を要すると認められる事項  
 (1) 事情聴取の内容  
 (2) 違反事項  
 (3) 予定措置内容  
 (4) 報告者 課・氏名  
 (5) その他



弁明の機会の付与通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者  
企業局長

印

不利益処分に係る弁明の機会の付与を次のとおり行うので、函館市行政手続条例第28条の規定により通知します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の根拠となる 法令の条項	
予定される不利益 処分の原因となる 事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日
※口頭による弁明 の機会の付与	出頭すべき日時 年 月 日 時 分
	出頭すべき場所
問合せ先	

注1 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。

2 ※印欄は、口頭による弁明の機会の付与を行う場合に記入してあります。

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

住所

氏名

印

年 月 日付けで通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程（第14条・第23条）の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

（指定・登録）の取消し

（指定の効力・業務）の停止

〔ただし、 年 月 日から  
年 月 日まで〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

函館市下水道条例，同施行規程および函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為があったので，函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

## 第5部 申請書等の様式と記入例

別紙 1	排水設備計画確認申請書	8 1
別紙 2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙 3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙 4	排水設備工事図面	8 4
別紙 5	排水設備計画確認通知書	8 5
別紙 6	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	8 6
別紙 7	排水設備工事完成届書	8 7
別紙 8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	8 8
別紙 9	排水設備工事検査表	8 9
別紙 10-1	工事写真（1）	9 0
別紙 10-2	工事写真（2）	9 1
別紙 11	委任状	9 2
別紙 12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	9 3
別紙 13	貸付資金検査回付一覧表	9 4
別紙 14	排水設備検査済書	9 5
別紙 15	取り止め届	9 6
別紙 16	公共柵設置申請書	9 7
別紙 17	行為の許可（許可事項の変更許可）申請書	9 8
別紙 18	公共下水道私費工事（変更）承認申請書	9 9
別紙 19	閲覧申込書	1 0 0



# 排水設備計画確認申請書

排水設備確認申請書は、丁寧に記入すること。(申請書および完成書類(工事設計書、図面、検査表)は排水台帳として保管されます。)

<p align="center"><b>排水設備計画確認申請書</b></p> <p>函館市公営企業管理者企業局長 様</p> <p>申請者 住所 氏名 印</p>	
<p>① 提出月日 年 月 日</p>	<p>② 排水設備の工事箇所を○で囲むこと。 (施行箇所)</p>
<p>③ 排水設備工事の種別を○で囲むこと。</p>	<p>④ 住所は実際に使用する者の住所、氏名は実際に使用する者の氏名または名称(○)アパート、○○(株)等申請者の住所は、申請時に居住している住所とする。</p>
<p>⑤ 工事着手予定日は①の日付以降とすること。</p>	<p>⑥ 完成予定日を記入すること。</p>
<p>⑦ 適切な箇所を○で囲むこと。世帯数、基数は必ず記入すること。</p>	<p>⑧ 記入しないこと。</p>
<p>⑨ 住宅地図を使用すること。施行場所に印をつけること。</p>	<p>⑩ 貸付資金利用時のみ見積額を記入すること。</p>
<p>⑪ 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、この欄に記入押印すること。ただし、所有者の同意を得ることが著しく困難であると認められる時は、管理者が必要と認める事項を記入した書面を添付すること。</p>	<p>⑫ 無落雪住宅の場合は、備考欄に無落雪と記入すること。</p>

(注) 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、その同意書(ただし、所有者の同意を得ることが著しく困難であると認められるときは、管理者が必要と認める事項を記載した書面)を添付してください。

<p>(確認) 原 長 主 査 主 査 番 号</p>	<p>(受 付) 主 査 交 付</p>
<p>(水質検査) 原 長 主 査 主 査 番 号</p>	<p>原 長 主 査 主 査 番 号</p>

確認申請を審査の結果、その内容が適正と認められるので確認通知書を交付したい。

<p>⑦</p>	<p>水洗工事 自己資金 世帯 基</p> <p>集排水工事 貸付資金</p> <p>水道使用、井戸水使用、水道・井戸水併用</p> <p>自家・貸家・宿舍 浄化槽印替</p> <p>アパート・官公庁( )</p> <p>その他( )</p>	<p>附近見取図 S=1/</p> <p>N 4</p> <p>地図貼付</p>
<p>⑧</p>	<p>処 理 区 第 次 (合流・分流 / 分派改造)</p> <p>年 月 日 年 月 日</p>	<p>⑨</p>
<p>⑩</p>	<p>完 成 年 月 日</p> <p>竣 工 年 月 日</p> <p>工 料 額 円</p> <p>※貸付資金利用時のみ記載</p> <p>工 積 額 円</p> <p>※貸付資金利用時のみ記載</p>	<p>備考</p>

<p align="center">利害関係人の同意書</p> <p>私の所有する物件に申請者が排水設備工事を施行または接続することに同意します。</p>	
<p>土地 住所 氏名 印</p>	<p>排水 住所 氏名 印</p>
<p>建物 住所 氏名 印</p>	<p>設備 住所 氏名 印</p>

完成検査の結果、合格と認められるので排水設備検査費を交付したい。

<p>(完成検査) 原 長 主 査 主 査 番 号</p>	<p>原 長 主 査 主 査 番 号</p>
-------------------------------	------------------------

<p>(使用料取組入力) 原 長 主 査 主 査 番 号</p>	<p>原 長 主 査 主 査 番 号</p>
----------------------------------	------------------------







# 排水設備工事図面

平面図、立体図、給水工事がある場合は給水図を記入すること。

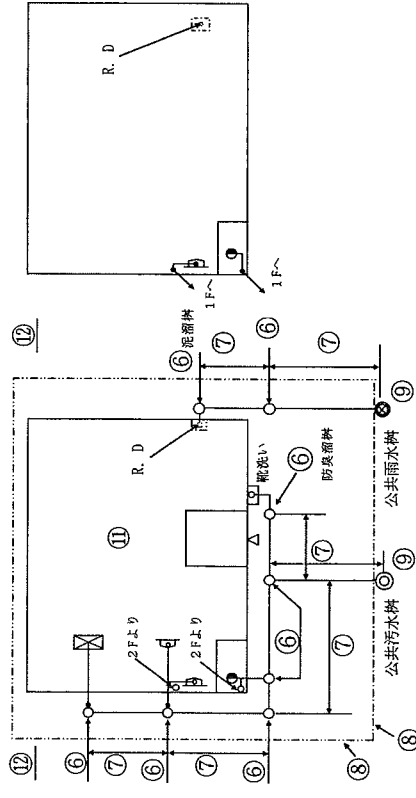
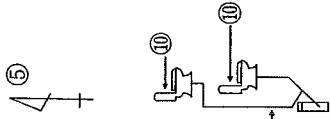
年 月 日 (11)

施行場所	図庫市 町 丁目 番 号	使用者 (名称)
申請者 住所	町 丁目 番 号	氏 名
		申請者 氏 名

施行 業者	住 所 事業所名	電話
責任 技術者	代表者氏名	①
	責任者	②

平面図および立体図 S=1/ (方位、土地境界を記入のこと) ③ TEL( ) 00-0000

設 計 凡 例	例
新設排水管	—
既設排水管	---
私 設 枞	○
公共汚水枞	◎
公共雨水枞	⊙
大 便 器	⊕
小 便 器	△
洗 面 器	▽
手 洗 器	◇
流 槽	⊗
浴 槽	⊘
ト ラ ッ プ	⊙
防 臭 蓋	⊙
掃 除 口	⊙
公私境界線	---
隣地境界線	---



1 F

2 F

- ① 代表者印、責任技術者印を押すこと。
- ② 縮尺を記入すること。
- ③ 申請者の電話番号を記入すること。
- ④ 平面図、立体図は設計凡例等を使用すること。
- ⑤ 方位を記入すること。
- ⑥ 枞径、枞深を記入すること。
- ⑦ 管路延長、管径、勾配を記入すること。
- ⑧ 公私、隣接境界線を記入すること。
- ⑨ 枞径、枞深を記入すること  
なお、コンクリート製か塩ビ製かを必ず記入すること。
- ⑩ 便器の種類を記入すること。
- ⑪ 建物所有者の氏名を記入すること。
- ⑫ 隣家の氏名を記入すること。
- ⑬ 申請時は提出月日を、完成時は完成月日を記入すること。

①
---

排水設備計画確認通知書

- ①② 記入しないこと。
- ③ 申請者氏名を記入すること。
- ④ 排水設備の新設箇所を○で囲むこと。  
(施行箇所)
- ⑤ 排水設備工事の種類を○で囲むこと。
- ⑥ 住所は実際に使用する者の住所、氏名は実際に使用する者の氏名または名称(○アパート、○○(株)等)
- ⑦⑧ 排水設備計画確認申請書と同じ月日を記入すること。

②

年 月 日

様

③

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の計画を確認したので通知します。

④	工事の施行場所	函館市 町 丁目 (番地) 番	号 [ 住所 別業 手洗 などの地 ]
⑤	工事の種類	新設 増設 改築	
	排水設備(所在地)の使用者氏(名称)名	函館市 町 丁目 (番地) 番	号
⑥	住所(所在地)氏(名称)名	函館市 町 丁目 (番地) 番	号
	住所(所在地)氏(名称)名	電話	
⑦	工事着手予定年月日	年 月 日	
⑧	工事完成予定年月日	年 月 日	

水洗便所改造等資金 貸付申請書  
排水設備設置資金

函館市公営企業管理者企業局長 様

年 月 日 ①

住所 ④  
申請者 氏名 ⑤ 印 ⑥  
年 月 日 生 番  
電話

③ 印

水洗便所改造等資金の貸付けを受けたいので申請します。  
次のとおり 排水設備設置資金

申請者	職業または先務 〔勤務先は詳細に記入してください〕	年間収入額等	給与 年金 事業所得 その他	円 円 円 円
連絡保証人	勤務先の所在地	住所 氏名	電話 局番	番
貸付申請額	円	工事見積額	円	回数
工事の施行場所	函館市 町 丁目 番 号 (番地)	借入希望回数	〔自己所有 貸家 アパート〕	
工事施行業者	住所 氏名 (名称)	函館市 町 丁目 番 号 (番地)		
建築物所有者の意 〔申請者と建築物所有者が異なる場合〕	住所 氏名	水洗便所に改造することに同意します。 申請者が排水設備を設置		

備考

- 1 印鑑は、印鑑登録しているものを使用すること。
- 2 申請者の収入を証明できる書類を添付すること。
- 3 この申請書は、排水設備計画確認申請書を提出する際に併せて提出すること。

(例) 申請者との続柄: 長男 ⑧

審査済の見積額	円
貸付予定額	円
記事	

⑦

- ① 提出月日を記入すること。
- ②③ 申請者の印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ④ 住所は函館市〇〇町〇〇番〇〇号と記入すること。
- ⑤ 申請者氏名にふりがながな(鉛筆)を記入すること。
- ⑥ 保証人氏名にふりがながな(鉛筆)を記入すること。印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ⑦ 記入しないこと。
- ⑧ この空欄に保証人の申請者との続柄を記入すること。

別記第3号様式(第3条関係)

主 送	受 付

排水設備工事完成届書

平成 年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

- ① 提出日を記入すること。
- ② 貸付工事の場合は、届出者は申請者とし、印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ③ 実際に使用する者の住所、氏名を記入すること。  
(〇〇アパート、〇〇(株)等)
- ④ 工事全てが完了した日とする。

住 所  
雇 出 者

氏 名 印 ②

次のとおり排水設備工事が完成したので届け出ます。

工 事 の 施 行 場 所	函 館 市	町	丁 目	(番 地) 号	[台所 湯 洗 場 等 の 地]
排 水 設 備 ( 所 在 地 ) の 使 用 者 ( 氏 名 称 )	函 館 市	町	丁 目	(番 地) 番	号
工 事 施 行 者 ( 所 在 地 ) の 氏 ( 名 称 )	函 館 市	町	丁 目	(番 地) 番	号
計 画 確 認 年 月 日	平 成	年	月	日	
工 事 着 手 年 月 日	平 成	年	月	日	
工 事 完 成 年 月 日	平 成	年	月	日	

③

④

公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届書

平成 年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所

届出者

氏名

\_\_\_\_\_ ②

- ① 提出日を記入すること。
- ② 届出者は使用者となるが、代理人も可とする。  
アパートの場合などは、使用者全員提出すること。
- ③ 排水の種類を記入すること。
- ④ 居住者の人数を記入すること。
- ⑤ 排水設備を公共柵に接続し、公共下水道を使用した日とする。

次のとおり公共下水道の使用を開始(休止・廃止・再開)したので届け出ます。

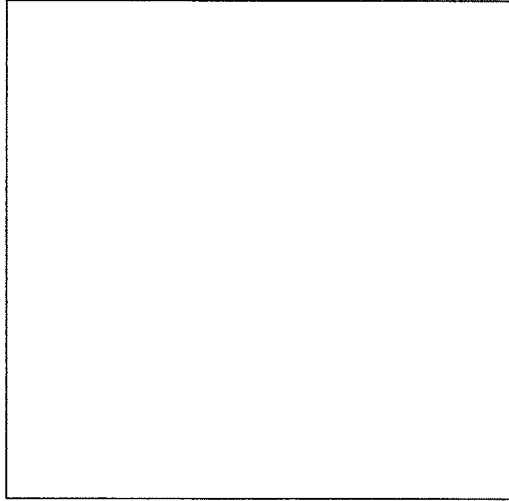
使用場	所	函館市	町	丁目	(番地) 番	号
排水の種類	水道	水	家庭用	営業用(業種)	) _____ ③	
	水道水以外	温泉	家庭用	営業用(業種)	) _____	
		その他	家庭用	営業用(業種)	) _____	
居住者	人数	_____ ④				人
使用の開始(休止・廃止・再開)年月日						平成 年 月 日 _____ ⑤

# 工事写真(2)

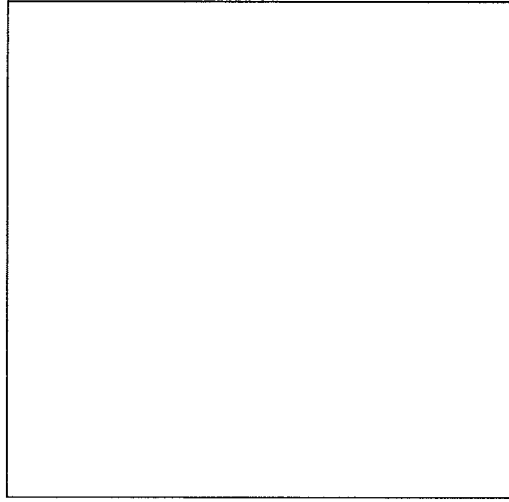
別紙10-2

## 水洗便所改造工事写真

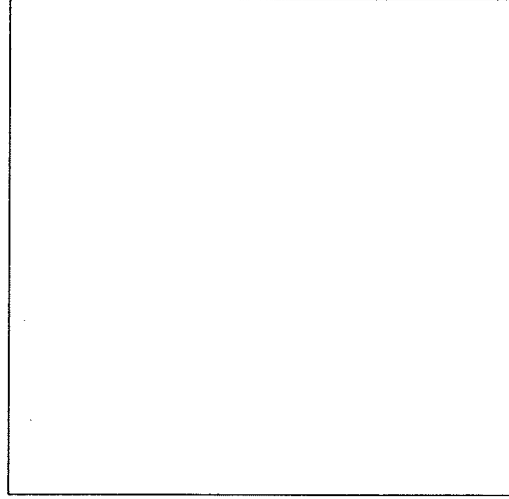
ガラスウール(床)



ガラスウール(壁)



ガラスウール(天井)



工 事 名	水洗便所改造工事
施 行 場 所	函館市 町 丁目 番 号
申 請 者 名	
施 行 業 者	

貸付番号	第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	① _____
	② _____

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所

氏名

印 \_\_\_\_\_ ③

- 9 2 -

### 委任状



④ \_\_\_\_\_ 私は、函館市より平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_ ⑤  
 で貸付通知を受けた水洗便所改造等資金 \_\_\_\_\_ ⑥  
 ¥ \_\_\_\_\_ 円の請求および受領に \_\_\_\_\_

関する権限を、下記代理人に委託いたします。

### 記

住所 \_\_\_\_\_  
 代理人 事業所名 \_\_\_\_\_ ⑦  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

支払年月日	_____
整理 No.	_____ ⑧

- ① 記入しないこと。
- ② 記入しないこと。
- ③ 申請者の印鑑登録証明書の印鑑を使用のこと。
- ④ ③と同じ印で捨印すること。
- ⑤ 記入しないこと。
- ⑥ 記入しないこと。
- ⑦ 工事施行業者のこと。
- ⑧ 記入しないこと。



水 洗 便 所 改 造 等 資 金 借 用 書  
排 水 設 備 設 置 資 金

① 収入印紙

年 月 日 ②

函館市公営企業管理者企業局長 様

借 受 人 住 所 氏 名 ③  
連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 ④  
⑥

水洗便所改造等資金 排水設備設置資金  
を借用したので、次のとおり償還します。

借 用 金 額	円	⑤
償 還 回 数	年 月 から 年 月 まで	回
償 還 金 額	第1回 円, 第2回目以降	円
償 還 期 限	毎月末日	

(参考)

借用書に貼付する収入印紙は次のとおり。

借 用 金 額	印 紙 税 額
1 万円を超え 10 万円以下	200 円
10 50	400
50 100	1,000
100 500	2,000

### 貸付資金検査回付一覧表

(給排水検査担当控)

給排水検査担当		調定担当
平成	年	月
日	(	)
受付No.	業者名	
合計	件	件

### 貸付資金検査回付一覧表

(調定担当控)

給排水検査担当		調定担当
平成	年	月
日	(	)
受付No.	業者名	
合計	件	件

# 排水設備検査済書

第 号

平成 年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の工事を検査しました。

工 事 の 施 行 場 所		函館市	町	(番地) 番	号〔台所 湯殿 手洗 水洗便所 その他〕
排 水 設 備 の 使 用 者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目 (番地) 番	号
	氏 名 (名称)				
工 事 施 行 者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目 (番地) 番	号
	氏 名 (名称)				
計 画 確 認 年 月 日			年	月	日
検 査 年 月 日			年	月	日

## 取 り 止 め 届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申請者

氏 名

印

先に確認を受けました、次の排水設備については、工事を取り止めたので届け出します。

施工場所	函館市 町 丁目 番 号
確認年月日 および番号	確 認 平成 年 月 日
事 由	
施工業者名	住 所 名 称 代表者氏名 印

## 公共柵設置申請書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

申請者 住所

氏名 印

次のとおり公共柵を設置願いたいので申請します。

施行場所	函館市 町 丁目 番 号
設置理由	
施行希望年月日	平成 年 月 日まで
排水設備業者	
付近見取図	別紙のとおり

備考

-----

-----

別記第 10 号様式 (第 11 条関係)

## 行為の許可 (許可事項の変更許可) 申請書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長

様

申請者 住 所  
氏 名

印

次のとおり行為の許可 (許可事項の変更許可) を受けたいので申請します。

行為の区分	
行為の目的	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為の場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号

注 許可事項の変更許可にあつては、変更の内容を記載すること。

## 公共下水道私費工事（変更）承認申請書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
TEL — —

## 記

1. 設置場所 函館市
2. 道路種別 国道、道々、市道（ 線）、私道
3. 施設内容
- |             |        |   |
|-------------|--------|---|
| ・下水道管（汚水）管径 | mm, 延長 | m |
| （雨水）管径      | mm, 延長 | m |
| ・マンホール（汚水）  | 号型,    | 基 |
| （雨水）        | 号型,    | 基 |
| ・柵（汚水）      | 型,     | 基 |
| （雨水）        | 型,     | 基 |
4. 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
5. 施工業者 住 所  
氏 名  
TEL — —
6. 添付書類 位置図・平面図・縦断図・詳細図・流量計算書・土地使用承諾書
7. 施設の引渡 設置する施設については、工事完了後、函館市に無償譲渡します。

# 閲 覧 申 込 書

平成 年 月 日

請求者	氏 名		電 話		
	会 社 名	( 法人・個人 )			
	住 所				
給水装置および排水設備台帳	設 置 場 所	函館市 町 丁目 番地 号			
	利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 ( 個人 ) <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 ( 公共下水道管 ) <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: center;">※ 利用目的の□に✓を記入すること。</p>			
	閲 覧 項 目	<input type="checkbox"/> 給水装置 ( 個人 ) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 排水設備 ( 個人 ) <input type="checkbox"/> 下水道本管 ( 公共下水道管 ) <p style="text-align: center;">※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。</p>			
複写申込	複 写 申 込	有 無 し ( どちらかに○ )			
	複 写 資 料	<input type="checkbox"/> 管路図	枚数	枚	
		<input type="checkbox"/> 給水装置 ( 個人竣工図 )	枚数	枚	
<input type="checkbox"/> 排水設備 ( 個人竣工図 )	枚数	枚			
<input type="checkbox"/> その他	枚数	枚			
<input type="checkbox"/> 下水道本管 ( 公共下水道管 )	枚数	枚			
<input type="checkbox"/> その他 ( 分流改造工事図面等 )	枚数	枚			
※ 必要とする複写資料の□に✓を記入すること。					

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料(工事契約書の写し、見積依頼書等)の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報(特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等)は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をして下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

企業局確認欄
担当職員 <span style="float: right;">印</span>

企業局確認欄
担当職員 <span style="float: right;">印</span>